

小川町国民健康保険に加入されている70～74歳の皆さんへ

『高齢受給者証』を更新します！

国民健康保険に加入されている70～74歳の方には、『高齢受給者証』が交付されていますが、現在の『高齢受給者証』（桃色）の有効期限は7月31日（金）です。新しい『高齢受給者証』（桃色）は、対象の方に、7月中旬に郵送しますので、8月以降、医療機関等にかかる際には、新しい受給者証を保険証と一緒に提示してください。

○10月1日（木）から、高齢受給者証と保険証が一体になります。そのため、新しい高齢受給者証の有効期限は、令和2年8月1日から令和2年9月30日までです。また、74歳の方の有効期限は、75歳の誕生日（＝後期高齢者医療制度への移行日）の前日です。

○一部負担金の割合（医療費の窓口負担）は、判定に基づいて2割または3割になります。令和2年度の町県民税課税所得や令和元年中の収入状況に基づき、負担割合の再判定を行うため、8月以降の一部負担金の割合が変更になる場合があります。

○8月2日以降、新たに70歳の誕生日を迎える方には、誕生月の下旬に高齢受給者証または高齢受給者証兼被保険者証を郵送します。

70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方はその月）からの医療費の窓口負担は、判定に基づいて2割または3割になります。

問合せ 町民課 国民健康保険担当 ☎ 147～149

埼玉県国民健康保険高齢受給者証			
見本			
記号		番号	
世帯主	住所		
	氏名		性別
対象被保険者	氏名		性別
	生年月日		
	一部負担金の割合		
	発効期日		
保険者番号並びに交付者の名称及び印	〒335-0392 埼玉県比企郡小川町 大字大塚5-5 TEL 0493-72-1221	小川町	

小川町国民健康保険に加入の皆さんへ

医療費が高額になる方は「限度額適用認定証」の交付申請を！

限度額適用認定証は、あらかじめ医療機関等に提示することで支払う医療費（保険診療分）が自己負担限度額までとなり、経済的な負担が軽減されるものです。また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額されます。

現在交付されている認定証は7月31日（金）が有効期限です。認定証の更新が必要な方は、7月20日（月）以降に申請してください。

なお、70～74歳の方で医療費の自己負担割合が3割で課税所得690万円以上の方および自己負担割合2割で町県民税課税の方は、国民健康保険証と高齢受給者証を提示することで限度額が判別できるため、認定証の申請は不要です。

認定証の申請に必要なもの

- ①国民健康保険証 ②印鑑 ③運転免許証・マイナンバーカード等（来庁した方の本人確認ができるもの）
- ④同一世帯以外の方が申請する場合は委任状 ⑤更新の場合は交付されている認定証

申請時の注意点

- ①申請した月の初日からの適用となります。入院等の前に申請をしてください。
- ②世帯主と国保加入者で所得未申告の方は、事前に申告をしてください。所得がない場合でも申告は必要です。※所得申告がお済みでない適正な自己負担限度額が算定できません。
- ③国民健康保険税を滞納している世帯の方は、認定証の交付が受けられません。

問合せ 町民課 国民健康保険担当 ☎ 147～149

--	--

移住サポート通信 ～連載第48回～
フレッシュな移住者たち その7



小川町移住
サポートセンター
楽市おがわ2階
☎ 74-1515
火～日曜日
午前9時30分～
午後5時

県内でも木材産業が盛んな小川町。その素材や環境を活かすのもってこいの木工技術を持った移住者Hさん。Hさんの移住のきっかけや小川町でチャレンジしてみたいことについて伺いました。

以前の住まい 東京都

小川町への移住を考えたいきっかけは？

以前から自分の思い描いた家具製作ができる場所を求め、各地をまわって調べていました。小川町の飲食店（つよいグループ）の方の紹介で、小川町やとしがわ町の風情、木工文化などに触れ、さらに一緒に物件を見たところ、僕の移住と脱サラの気持ちは固まりました。

移住先（住宅）を決めた決定打は？

何と言っても家賃の安さと家の広さです。工房兼自宅に改装OKな物件に巡り合い、現在、絶賛改装中です。また、大家さんの人間性に惚れた事も大きな要因です。大家さんが町内の材木店を紹介してくれたり、近所の方との関係づくりにも協力してくださいました。

これから小川町でチャレンジしてみたいことは？

既成に捉われない家具を作りたいです。学生や新社会人の一人暮らし用に安い既製品が出回っていますが、私はちょっとオシャレな家具にしたいとか、大金は出せなくても人と違う部屋にしたいという方向けの家具を作りたいと思っています。主にネット販売からスタートしますが、徐々に地の利を活かした様々なイベントへの出店も目指していきます。



移住が決まった時のHさん
笑顔が素晴らしい！

～ おがわまちが好きだから もっと知りたい ～

観光案内所「楽市おがわ」通信 ～連載第37回～

今年も暑い夏がやってきました。年々気温が上がっているように感じられますが、私だけでしょうか。皆さんは、どうぞ体調を崩されぬようにお過ごしください。



さて今回は、小川町に今も脈々と伝承されている無形民俗文化財の“下里のササラ獅子舞（正式には下里の獅子舞）”をご紹介します。

江戸中期の享保年間に、豊作を祈願するとともに村への厄災・悪疫が入るのを防ぐ別名“ふせぎの祭り”が起源と言われています。ササラの語源は、舞う時に使用される竹の楽器からきたことばです。毎年7月第3日曜日に行われ、道行に楽を奏でながら下里八宮神社（毎年）大聖寺と八坂神社（隔年交代）を廻り奉納されます。総勢は子供達を主体に30人程で、鼓形の太鼓を腰につけ獅子頭を被る3人の男子、花笠を被りササラを擦る4人の女子、笛方や歌方などです。地域の保存会の方々のたゆまぬ努力と子供達の懸命な稽古によって、昔からの地域文化が受け継がれています。

今年は残念ながら中止となってしまいましたが、これからも地域の方のみならず町全体で見守り大切にしていきたいと思います。

【楽市おがわ】営業時間 午前9時30分～午後5時（月曜休館）☎ 74-1515

--	--